

## 職務経験要件に関する論点整理

## 1 能力・資質・倫理の担保の在り方

## ○ 能力・資質・倫理の制度的担保の要否

- ・外国法事務弁護士の能力・資質・倫理の水準を確保し、もって依頼者の保護を図るために、原資格国の弁護士資格に加えて何らかの制度的な担保が必要か。

## 2 職務経験要件の在り方

## ○ 職務経験要件を課すことの合理性

- ・外国法事務弁護士の能力・資質・倫理を担保するための基準として、職務経験要件を課すことに一定の合理性が認められるか（注）。また、諸外国との比較の観点から、どう考えるか。

（注） ①職務経験要件が存在することによって、具体的にどのような弊害が生じているか。②職務経験要件を撤廃することとした場合、具体的にどのような弊害が生じるか。また、③職務経験年数以外の要件を課すとした場合、具体的にどのような要件が考えられるか。

## ○ 「3年間」とすることの合理性

- ・経験年数の要件を3年とすることによって一定の合理性が認められるか。

## 3 労務提供期間の在り方

## ○ 労務提供期間を職務経験期間に算入可能とすることの合理性

- ・職務経験要件の趣旨を踏まえた上で、労務提供期間を職務経験期間に算入可能とすることによって一定の合理性が認められるか。

## ○ 「1年を上限」とすることの合理性

- ・労務提供の算入可能期間の上限を1年とすることによって一定の合理性が認められるか。特に、原資格国等での経験と国内での労務提供との性質の違いをどう考えるか。

## 4 特区の在り方

## ○ 特区内において職務経験要件を緩和することの合理性

- ・一部地域（特区）に限って職務経験要件を緩和することによって一定の合理性が認められるか。